

(仮称) 第2期小金井市保健福祉総合計画（素案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成29年11月24日から12月25日まで

意見提出数：13件・7人

	計画名／ページ数	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	地域福祉計画／29ページ	—	地域防災・避難対策に避難所確保や避難所となる施設のバリアフリー化の視点が欠けている。	<p>貴重なご意見としていただきます。</p> <p>なお、災害の発生時には、まず一時避難場所に避難し、その後、自宅への帰還が困難な方については避難所で生活することになります。そこで、高齢者、障がい者、乳幼児等、一般の被災者との避難所生活が困難な要支援者を福祉避難所（二次避難所）へ移し、医療や介護等必要なサービスを提供する仕組みとなっています。</p> <p>平成29年度では、市内、市外を含め、19か所が福祉避難所として指定されています。</p>
2	地域福祉計画／31ページ	—	地域の拠点となる場所の確保とバリアフリー化の推進とそこが災害時等の一時避難場所になるようなシステムの構築が必要だと思います。又、学校や公共施設及び避難所として指定された施設については最優先でバリアフリー化の推進と一時避難所の確立(住民への周知)を図るべきでしょう。もう一つ課題として挙げるならば、市の総合防災計画の避難所運営マニュアルや避難行動要支援者への計画とも連動して取り組む必要が有ります。その点も明記しておく必要が有るのではないのでしょうか？	<p>災害の発生時には、まず一時避難場所に避難し、その後、自宅への帰還が困難な方については避難所で生活することになります。そこで、高齢者、障がい者、乳幼児等、一般の被災者との避難所生活が困難な要支援者を福祉避難所（二次避難所）へ移し、医療や介護等必要なサービスを提供する仕組みとなっています。</p> <p>避難所については、小金井市防災マップの全戸配布を通して周知を行っており、平成28年度に実施した「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査・地域福祉計画策定に関する調査」において、「避難所を知っている」の回答は80.7%となっています。避難所の認知度は高いと考えておりますが、今後とも継続して周知を進めます。</p>

3	地域福祉 計画／ 40ペー ジ	暮らしやすいまち づくり「2 施設の バリアフリー化の 推進」	<p>「公共施設について」の部分を「公共施設（公立小中学校を含む）」としてください。</p> <p>理由：市内の公立小中学校は、地域での交流の場になるとともに防災の拠点にもなります。現在の校舎はバリアフリーには程遠く、車椅子による移動もままなりません。災害時に多くの人が過ごすであろう体育館も、2階にある学校も多く、足の不自由なお年寄りや障害のある方にとって行き着くまでも、別な場所に移動することも難しいことは誰の目にも明らかです。公共施設の中に学校は含まれているという前提で書かれているのかもしれませんが、計画の中に学校も入っているのだということが解りやすく示されていることを希望します。</p>	<p>公の施設には学校が含まれており、市内小中学校では多目的トイレの設置など、バリアフリーを順次進めています。一方、学校は教育施設であり、一時避難所として一定期間避難した後、一般の被災者との避難所生活が困難な要支援者については、福祉避難所（二次避難所）へ移し、医療や介護等必要なサービスを提供する仕組みとなっています。</p>
4	地域福祉 計画／ 40ペー ジ	暮らしやすいまち づくり「2 施設の バリアフリー化の 推進」	<p>学校のバリアフリー化を推進して下さい。「学校等～」という文言を入れて下さい。</p>	

5	地域福祉計画／42ページ	ノーマライゼーションの推進 「8 保健福祉教育の充実」	<p>施策内容の「教科」や「学習」が限定され、対象範囲が狭められ、前の計画より後退している。</p> <p>前回同様に「総合的な学習の時間等」「体験学習等」と「等」を付け、狭く限定しないでいただきたい。</p> <p>また「9 市民に対する啓発活動の推進」には「全ての人の人権に対する理解を深めます」とあるので、「8 保健福祉教育の充実」にも同様に「全ての人の人権に対する理解を深めます」と入れて頂きたい。</p> <p>国連で障害者の権利条約が成立し日本も批准し、障害者差別解消法も成立しました。今回の計画の背景としても取り上げられています。このように障害者の人権に対する取り組みが進んでいるにも関わらず、児童・生徒への障害者の人権教育に関して今までよりも後退してしまうのは、今回の計画に対しても逆行するのではないですか。むしろ障害者の人権に対して広く取り上げ、様々な障害・障害者について学ぶべきではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「総合的な学習の時間」での体験学習等や、と文章に「等」を追加します。</p> <p>また、「全ての人の人権に対する理解」については、「児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが出来る様に努めます。」の文言を追加し、対応いたします。</p>
6	地域福祉計画／42ページ	ノーマライゼーションの推進 「8 保健福祉教育の充実」	<p>素案の施策内容の中に「小・中学校の授業で精神疾患について教えるよう努める」というような内容を追加していただきたい。</p> <p>2005年に日本学術会議が「精神障害者への偏見是正のためには小・中学校の授業で精神疾患について教えるべき」という内容の提言をしています。また、小金井市においても2011年、2016年と2回にわたり市内の精神保健福祉団体連名で教育長と市長宛てに「精神障害に関する福祉・人権教育の実施を求める」要望書を提出しておりますので、ノーマライゼーション推進のための保健福祉教育の充実なのですから是非ご検討をお願いいたします。</p>	<p>「小・中学校の授業で精神疾患について教える」の部分については、内容が具体的であるため、地域福祉計画ではなく、障害者計画・第5期障害福祉計画において対応いたします。</p>

7	地域福祉計画／42ページ	ノーマライゼーションの推進「8 保健福祉教育の充実」	<p>ここでの施策の内容は、高齢者や障がいのある人との触れ合いについて書かれています。</p> <p>「ともに生きる地域社会」を目指している小金井市としては、障がいのある子もない子も『共に学ぶ』なかでこそ、理解が深まり同じ人権を持つ意識が育つと思いますので、その点にまず触れるべきと思います。</p> <p>ということで、「学校教育の中で、障がいのある子もない子も『共に学ぶ』ことにより、互いの人権を尊重する意識を育てます。」の文言を入れてください。</p>	<p>ご指摘いただいた「ともに生きる地域社会」について、「障がいの有無に関わらず、共に学ぶ機会を通じて、」の文言を追加し、対応します。</p> <p>人権に対する意識の育成について、「児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが出来る様に努めます。」の文言を追加し、対応します。</p>
8	地域福祉計画／42ページ	ノーマライゼーションの推進「8 保健福祉教育の充実」	<p>学校教育の日常生活の場で、障害のある子と障害のない子が共に学び合う事が、後の社会でのノーマライゼーションにつながると思います。体験学習だけでなく、「日常的に障害のある児童とない児童が触れ合い、ともに生き、ともに学ぶ場を増やし」の一文を入れて下さい。</p>	
9	地域福祉計画／42ページ	権利擁護事業の充実「12 虐待防止・対応ネットワークづくりの推進」	<p>虐待防止法が施行されています。法令に基づいた支援策や取り組みを具体的に表記するか、コラム欄などを挿入し法令の解説など図解入りで入れると良いのではないのでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見としていただきます。</p> <p>虐待防止について、地域福祉計画では、福祉全体に共通する視点として、「権利擁護事業の充実」を取り上げています。</p> <p>障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉のそれぞれの既存の仕組みで虐待防止への取り組みを行っており、仕組みの詳細については、それぞれの個別計画での紹介とさせていただきます。</p>
10	—	—	<p>協議会でも意見を申し上げましたが、再来年に元号が変わります。できるだけ西暦との併記が望ましいと思います。特に障害者計画では平成31年以降の表記も多いので併記されていると、次期の計画策定見直しの時に助かると思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	<p>必要に応じ、一部和暦と西暦との併記といたします。来年以降の元号については、平成30年1月時点において定まっていないため、現在の元号をそのまま使用する旨を計画書に掲載します。</p>

11	—	—	東町に住んでいますが、東センターの集会室が予約が取れません。1人暮らしのお年寄りの食事会をしています。部屋を予約するのが大変です。福祉センターに集会室をたくさん作って下さい。市民の声をぜひ聞いてから計画を作ってください。	<p>新たな施設における多目的室などの貸し室機能については、ボランティア活動や地域の活動といった様々な利用を想定する中で、単なる貸館機能とならないような運営を考える上では、むしろ公民館事務室機能を導入するなど社会教育施設として固定化してしまわない方が良いとの考えから、公民館の本館機能は未導入としました。</p> <p>多目的室やマルチスペース等の活動場所については、旧福祉会館等における貸館部分と同等以上の面積を想定しており、従来の公民館活動などの「学び」の場としてのご利用は、新たな施設においても可能であると考えています。</p> <p>※「(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画(案)に対する意見及び検討結果について(案)」もご参照ください。</p>
12	—	—	<p>新福祉会館は住民の声をよく聞いてから計画して下さい。</p> <p>集会室はなくなり、住民の会合も不便。お年寄りの憩い場が失われています。公民館の機能はぜひ入れて下さい。</p>	<p>貴重なご意見としていただきます。</p> <p>ご指摘の「現計画の評価」については、現計画に記載されている事業進捗状況を保健福祉総合計画策定委員会及び専門部会に提示し、ご審議を頂いております。事業の到達点については、事業実施について数値等で示せるものは数値を示して評価いただいているため、一定の評価を経た上での計画策定となっていると考えております。</p> <p>一方、特に地域福祉計画の事業は、数値化が難しい事業も多く含まれております。今後は、地域福祉計画においても公募市民の方を含む外部の評価制度を設置し、毎年度事業達成状況を報告し、確実な事業進捗を図るよう努めます。</p>
13	—	計画全般について	①現計画(第一期)の到達点が非常にあいまいであり、それぞれが課題として取り上げている内容や項目が、現計画の評価と(到達点:達成できたことと何故出来なかったかを明らかにすることが重要)今回のアンケート結果を基にしての到達点を明確にしての計画策定であると考えます。評価非常に曖昧で単に「事業を継続します。」で、すましているように思います(計画を達成するための努力や工夫をした結果が市民に公表されるべきでしょう！)	

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、(他に○件)と表示します。